

寺院境内の建物を新改築、 寺院境内地の模様替えの申請をするには

寺院が境内建物を新築、改築、増築、移築、除却または著しい模様替えをするときは、宗教法人法第 23 条、当該寺院規則第 24 条、浄土宗規則第 34 条、宗規第 6 号第 4 条これらにより(1) 責任役員の議決を経ること。(2) 総代の同意を得ること。(3) 宗派の代表役員の承認を受けること。(4) 信者その他の利害関係人に対し、公告をすること。以上の 4 項目が義務づけられています。またこれらは、**この行為の 1 ヶ月前までに行わなければなりません。**

注意事項

- (1) 責任役員会議事録および総代同意書に使用する印鑑は、四種登録で登録されているものです。四種登録に変更が生じている場合は、四種登録を完備してください。
- (2) 支払い方法で寺院財産の処分金・借入金を充当するときは、同時にそれらの承認も受けなければなりません。
- (3) 完成した建物（竣工済の建物）については承認を受けることができません。
- (4) 工事が完了しましたら、竣工届の提出が必要です。この時に、同時に中興号を申請される場合は、竣工届の中の中興号下付申請書に該当事項を記入のうえでご提出願います。

添付書類

- (1) 設計図（平面図・側面図・位置図）
- (2) 責任役員会議事録
- (3) 総代同意書
- (4) 請負契約書または見積書
- (5) 着工後に申請する場合は申請遅延理由書

冥加料

5, 000円

様式番号	申請書名
1 2	寺院境内建物承認申請書
1 3	竣工届（含 中興号下付申請書）

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105